報告第1号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処分事項 損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償 の額	損害賠償の相 手方	事件の概要	和解事項
平成 31 年 1 月 22 日	228, 377 円		日頃稚置が風手一によせ 明後市のい風の大きの 年り頃稚の では場ける では場ける ではまれては ではまれて でれて でれて でれて でれて でれて でれて でれて で	(1) 本市は、相手 相は、相手 は、大きに関する。 は、大きに関いる。 は、大きに関いる。 は、大きに関いる。 は、たっとをは、のは、のは、のは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ない
平成 31 年 2 月 1 日	503, 280 円		4 大が雨、運軟い相打こり一根とれをとで賠4 大が雨、運軟い相打こり一根とれをとで賠4 大が雨が運軟い相打こり一根とれをとで賠4 大が雨が運軟い相打こり一根とれをとで賠4 大が雨が運動に移り上げるり一根とれをとで賠4 大が雨が運動に対した漏が屋こら者に発売した。	(1) 本対関語では、左の関語をは、左の関語をは、左の関語をは、左の関語をは、方は、方は、方は、方は、方は、方は、方は、方は、方は、方は、方は、方は、方は
平成 31 年 1 月 15 日	113, 454 円		平成30年10月8 日午後5時30 年後5時市立院、羽曳野市立場で、羽曳野広場では、 東連動式野がはないでででででででででででででででででででいる。 アインができまればいい。 アインができまればいる。 アインではいる。 アイとのではいる。 アインではいる。 アインではいる。 アインではいる。 アインではいる。 アインではいる。 アインではいる。 アイとはいる。 アとはいる。 アとは、 アとは、 アとは、 アとは、 アとは、 アとは、 アとは、 アとは、	(1) 本市は、相手 おに対する おにで、相手 がは、相手 がは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

	車されていた車両	する。
	に接触したことに	
	より、これを損傷さ	
	せたものであるが、	
	当該行為者を特定	
	できないことから、	
	施設管理者である	
	本市が損害賠償す	
	るもの。	